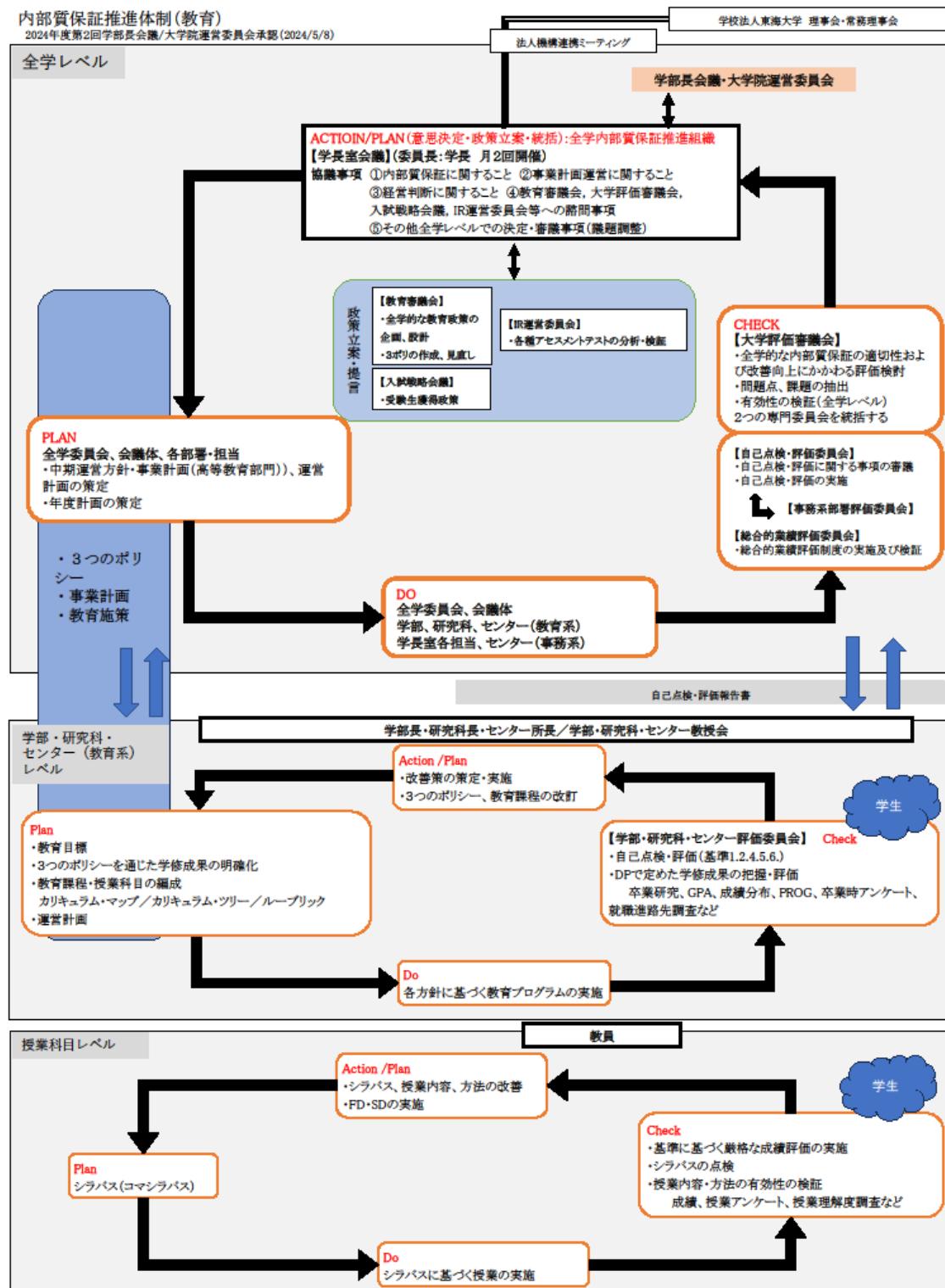


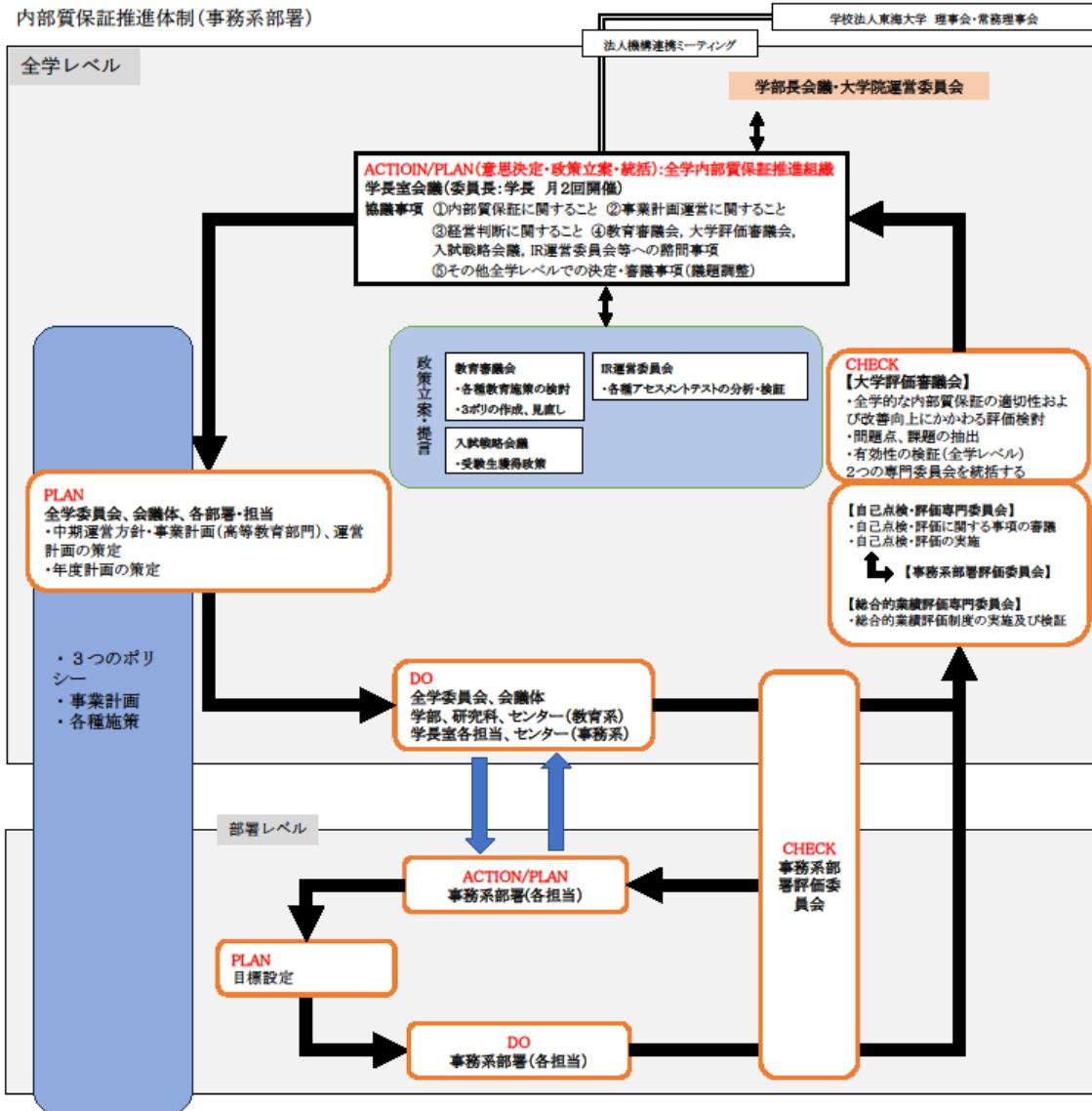
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
内部質保証に関する方針	内部質保証の方針 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/policy/
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
①東海大学学長室会議	・教育審議会、大学評価審議会、入試戦略会議、IR運営委員会等からの答申、報告、提言内容等を踏まえ、全学的な内部質保証の推進のための施策の企画立案を行う。
②東海大学大学評価審議会	・2つの専門委員会を統括し、全学の教育・研究及び組織・管理運営等の点検・評価活動に係わる基本施策の策定、実施・運営・管理に必要な事項の審議を行う。大学評価審議会は2つの専門委員会からの報告を受け、全学的な問題点、課題、改善事項を審議するとともに、全学及び研究科・学部等・事務系部署の内部質保証の適切性と改善向上にかかる評価検討を行い、その結果を学長室会議に答申する。
③東海大学自己点検・評価委員会	・大学・研究科・学部等に関する自己点検・評価のあり方の検討、自己点検・評価の実施、各部署から提出された自己点検・評価結果の点検・評価を行う。また、公益財団法人大学基準協会の定める認証評価基準への対応に関する事項についても審議する。自己点検・評価委員会における点検・評価の結果は、大学評価審議会に報告する。
④東海大学自己点検・評価委員会	・大学における教育・研究・学内外活動の活性化を図ることを目的に、「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく総合的業績評価結果の検証、及び「東海大学総合的業績評価制度内規」の改訂に係る審議を所管する。総合的業績評価結果の検証結果と制度の改善点等は、大学評価審議会に報告する。
⑤東海大学教育審議会	・学長室会議からの諮問を受け、全学レベルでの教育理念、教育目標、3つのポリシーの策定方針、全学共通の教育課程の編成、全学的な教育の実施に係わる基本政策、学部・研究科等の教育課程相互の調整、教育内容の改善策等について審議し、審議結果を学長室会議に答申する。
名簿（URL・印刷物の名称）	
各委員会について	https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/conference/
委員会名簿 (非公開)	
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。
《体制図》





設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）【*】

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
指摘事項 (改善)	○教育内容の充実等を通じ、入学定員未充足の改善に努めること。(農学部食生命科学科)	令和4年度	農学部食生命科学科の令和5年度における入学定員超過率の平均は0.72倍に改善している。 対応済みである。	東海大学農学部食生命科学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/installation/
指摘事項 (改善)	○入学者選抜の適切な実施等を通じ、収容定員超過の改善に努めること。(建築都市学部建築学科)	令和5年度	建築都市学部建築学科は、開設時の令和4年度入試において入学者数309名となり、入学定員(240名)を大幅に超過したが、令和5年度入試は入学者数255名、令和6年度入試は入学者数250名となり、令和6年度における収容定員超過率の平均は1.11倍に改善している。 対応済みである。	東海大学建築都市学部建築学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/installation/
指摘事項 (改善)	○教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること。(海洋学部海洋理工学科)	令和6年度	令和7年度入試において取り組みの効果が出ていることから、令和8年度入試に向けて引き続き取り組みを推進とともに、完成年度を迎える、一期生の卒業後の進路状況が明らかになることから、本専攻のPRにおいて、本専攻の学びの成果を高校生に対して分かりやすく説明して定員未充足の改善に努める。 対応中である。	東海大学海洋学部海洋理工学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/installation/
指摘事項 (改善)	○教育内容の充実等を通じ、収容定員未充足の改善に努めること。(農学部食生命科学科)	令和6年度	農学部食生命科学科は、定員未充足の状況を踏まえ、令和7年度入試に向けて、農場、畜舎、食品加工教育棟等が整備された農学部の新キャンパスで行う食生命科学科の教育の特色のPRに力を入れた入試広報を展開した。その結果、令和7年度入試における	東海大学農学部食生命科学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/installation/

			志願者は 284 名、入学者数 59 名となり、令和 6 年度入試（志願者 241 名、入学者数 50 名）より増加し、令和 7 年度における収容定員充足率は 0.72 倍に改善した。 対応済みである。	
指摘事項 (改善)	○東海大学の既設学科等（情報理工学部情報科学科）の収容定員超過の改善に努めること。	令和 6 年度	情報理工学部情報科学科は、令和 4 年度入試の入学者数が 132 名、令和 5 年度入試の入学者数が 105 名、令和 6 年度入試の入学者数が 138 名となり、入学定員（100 名）を大幅に超過している。この状況を踏まえ、令和 7 年度入試において、前年度より厳格に入試選抜を行った結果、入学者数は 90 名となり、令和 7 年度における収容定員超過率は 1.11 倍に改善した。 対応済みである。	東海大学海洋学部海洋理工学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/installation/
指摘事項 (改善)	○東海大学の既設学科等（海洋学部海洋生物学科）の収容定員超過の改善に努めること。	令和 6 年度	海洋学部海洋生物学科は、令和 4 年度入試の入学者数が 100 名、令和 5 年度入試の入学者数が 110 名、令和 6 年度入試の入学者数が 111 名となり、入学定員（80 名）を大幅に超過している。この状況を踏まえ、令和 7 年度入試において、前年度より厳格に入試選抜を行ったが、学力系入試における入学手続率が予想より高く、入学者数は 95 名となり、令和 7 年度における収容定員超過率は 1.21 倍である。 対応中である。	東海大学海洋学部海洋理工学科【届出】設置計画履行状況報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/installation/
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	機関別認証評価 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/accreditation/
改善報告書検討結果 URL [※]	機関別認証評価 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/accreditation/
備考：改善報告書は 2028 年 7 月提出予定	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL

備考：

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 5 条、専門職大学設置基準第 10 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	教育研究年報／自己点検・評価報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/about/hyoka/annual-report/
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	教育・研究組織について https://www.u-tokai.ac.jp/about/organization/
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	教員組織の編成方針 https://www.u-tokai.ac.jp/uploads/2023/10/78b8e72ecaab823425e6d84747245699.pdf 教職員数 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/num_academics/ 教員検索 https://www.u-tokai.ac.jp/facultyguide/ 研究活動・ライセンス検索 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/research-promotion/search/
入学者の選抜	入試制度 https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/examination-system/
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	学生数 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/num_students/

	information/num_student/
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数	<p>卒業者数・就職状況 https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/external/data/</p> <p>各種アンケート https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/external/data/</p> <p>外国人留学生数 https://www.u-tokai.ac.jp/global/num_inbound_student/</p>
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	<p>東海大学 授業内容・計画（シラバス） https://tips-syllabus.u-tokai.ac.jp/campussb/</p>
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	<p>東海大学学則 第7章 学修の評価及び卒業の認定 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/undergraduate/</p> <p>東海大学大学院学則 第7章 成績の評価及び課程修了の認定 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/graduate/</p>
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	運動施設概要およびその他の学習環境 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	<p>学部・学科学費（2025） https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/fee/undergraduate/</p> <p>大学院学費（2025） https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/fee/graduate/</p>
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	<p>学生生活 https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/</p> <p>進路支援 https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/external/ https://www.u-tokai.ac.jp/collaboration/internal/</p>
研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況	大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/ 資料： 9e2e102183a5bf1d25fbe89b7f40472d.pdf
〔※〕専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	事業報告書 https://www.u-tokai.ac.jp/information/financial_data/
備考：	

〔※〕専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第109条第1項、学校教育法施行規則第172条の2第1項、第2項及び第3項、教育職員免許法施行規則第22条の8

情報公表〔学習成果等〕

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー https://www.u-tokai.ac.jp/about/philosophy-history/policy/ 教育研究上の目的及び養成する人材像、3つのポリシー（大学院） https://www.u-tokai.ac.jp/about/philosophy-history/graduate-policy/ 各達成状況について (非公開)
学位の取得状況	学位授与数または授与率 https://www.u-tokai.ac.jp/information/public-information/number-of-degrees-awarded/
学生の成長実感・満足度	各種アンケート https://www.u-tokai.ac.jp/campus-life/support/survey/
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修時間	東海大学学則 第6章 履修方法及び単位算定基準 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/undergraduate/ 大学院学則 第6章 履修方法及び単位算定基準 https://www.u-tokai.ac.jp/about/regulations/graduate/
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	過去入試結果 https://www.u-tokai.ac.jp/examination-admissions/examination-system/result-apply/
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	東海大学早期卒業に関する規則（2431） https://www.u-tokai.ac.jp/about/kitei/ 資料： kitei2431.pdf b1f1510a002f294704f089945cf8dac4.pdf
FD・SD の実施状況	FD・SD 活動 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/improvement/
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	教員養成 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	教員組織 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	教員組織 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	教員組織 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
卒業者の教員への就職の状況に関すること	教員組織 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	教員組織 https://www.u-tokai.ac.jp/education-research/teacher_training/
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

2025年度 自己点検・評価報告書

第2章 内部質保証（本文）

評定:S・A・B・C

1. 現状分析

2.1. 内部質保証の方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

【補足説明】

- ① 内部質保証に関する全学的な方針について、教育の企画・設計、運用、検証及び向上のための指針について、どのように定めているか、具体的に方針内容を引用しながら、「※具体的な例」をもとに第三者が分かるようにご説明下さい。

※ 具体的な例

- > 3つの方針の策定の調整・支援
- > 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援
- > 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援
- > 学習成果の可視化に向けた調整・支援
- > 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援
- > 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- > 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- > 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

- ② 内部質保証体制図・各関連規程に沿って、運用プロセスについて第三者が分かるようご説明（運用事例を説明）下さい。その際、体制図、規定に沿わない内容が確認された場合は、何が問題であるかを分析し、問題点としてもご説明下さい。

- > 大学全体の内部質保証体制は、どのような構造になっているか。
- > 全学内部質保証推進組織をはじめとして、内部質保証に大きな役割を果たす諸組織の権限と役割、また学部・研究科等の組織との役割分担や連携のあり方は、規程等においてどのように定められているか。
- > 全学内部質保証推進組織は、どのようなメンバーで構成されているか。

- ③ 本学における内部質保証システムの有効性とは、自己点検・評価（P D C A サイクル）を行うことで、課題を明確にして改善に努めることを指しております。これに伴い、例年自己点検・評価報告書を作成していることから、前年度の課題について、改善への取り組み、成果について具体的にご説明下さい。また、評価の視点を考慮して、どのような成果をもたらしたか等、第三者が分かるように具体的にご説明下さい。さら

に、認証評価機関による指摘事項、設置計画履行状況等調査などについても、どのように、改善・向上につなげているか、本学の対応を具体的にご説明下さい。

＞内部質保証システムを機能させ、大学の理念・目的の実現に向けた教育活動が行われるよう、3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）を策定するための全学的な基本方針が定められているか。またその方針は、どのような内容か。

＞各学部・研究科における3つの方針は、上記の全学的な基本方針と整合しているか。

※3つの方針の内容等は、基準4及び基準5のそれぞれ該当する「点検・評価項目」において評価する。ここでは、全学的な基本方針との整合性について評価する。

＞全学的な内部質保証の取り組みは、方針と手続に従って行われているか。

＞全学内部質保証推進組織は、各学部・研究科による3つの方針に基づく教育活動、その検証及び改善・向上の一連のプロセスを、どのように運営・支援しているか。

＞学部、研究科その他の組織における自己点検・評価はどのように行われているか。

＞学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、全学的にどのような工夫がされているか。

＞内部質保証の取り組みは教育の充実、学習成果の向上等の取り組みにどのように寄与しているか。

＞行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに対応する体制や仕組みは、どのように構築されているか。また、全学内部質保証推進組織はどのように関与しているか。

- ④ 教職課程を置くすべての大学は全学的な組織体制を充実させ、また自己点検・評価の実施とその結果の公表が法令上求められています（教育職員免許法施行規則）。これらの状況を下記の＜評価の視点＞に記載してください。

＜評価の視点＞

- 内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学では、「建学の精神」に基づく理念・目的を実現するため、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を「内部質保証に関する方針」として定め、本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-1【ウェブ】、2【ウェブ】）。現在の方針は2024年度に改訂したものである。

「内部質保証に関する方針」では、まず「1. 基本方針」として、本学の建学の精

神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価と P D C A サイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むと述べている。

「内部質保証に関する方針」の「2. 組織体制」では、学長のガバナンスのもと、内部質保証にかかる適切な内部統制組織を構築するものとして、次のように各組織の役割を定めている。

「2. 組織体制」の（1）では、全学的組織として、①学長室会議、②大学評価審議会、②-1 自己点検・評価委員会、②-2 総合的業績評価委員会、③教育審議会のそれぞれの役割を明示している（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

2024 年度改訂の大きな変更点は、まず、学長を議長とする学長室会議を新設し、全学内部質保証推進組織の役割を大学評価審議会から学長室会議へと移した。学長室会議は全学レベルの P D C A のなかで Action/Plan を担う組織であり、大学評価審議会、教育審議会、I R 運営委員会、入試戦略会議等からの報告を受け、全学的な内部質保証の推進に関する意思決定、政策立案、統括を行う。次に大学評価審議会の下に置く専門委員会のうち、自己点検・評価委員会と役割が重複する部分があった内部質保証推進委員会を廃止し、内部質保証推進委員会が担っていた役割は学長室会議と自己点検・評価委員会へ移行した。また、自己点検・評価委員会の下部に事務系部署評価委員会を設置した。

さらに、内部質保証における教育審議会の役割についても明示した。3つのポリシーに関する役割も整理し、教育審議会が3つのポリシーの策定・改訂に係わる事項を審議し、策定された3つのポリシーに従った教育活動の実施及び成果の点検・評価は大学評価審議会が担当することとした。

それぞれの組織の役割は次の表の通りである。

内部質保証における全学的組織の役割（内部質保証に関する方針（根拠資料 2-1【ウェブ】）、2、（1）より）

① 学長室会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 全学的内部質保証推進組織 ● 教育審議会、大学評価審議会、入試戦略会議、I R 運営委員会等からの答申、報告、提言内容等を踏まえた全学的な内部質保証の推進のための施策の企画立案
② 大学評価審議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 全学の教育・研究及び組織・管理運営等の点検・評価活動に係わる基本施策の策定、実施・運営・管理に必要な事項の審議 ● 2つの専門委員会からの報告を受け、全学的な問題点、課題、改善事項の審議 ● 全学及び学部・研究科・センター（教育系）・事務系部署の内部質保証の適切性と改善向上にかかる評価検討を行い、結果を学長室会議へ答申

専門委員会	1 自己点検・評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学・学部・研究科・センター（教育系）に関する自己点検・評価のあり方の検討、自己点検・評価の実施、各部署から提出された自己点検・評価結果の点検・評価 ● 認証評価基準への対応に関する事項の審議
	2 総合的業績評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> ● 「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく業績評価結果の検証および同内規の改訂に係る審議
③ 教育審議会		<ul style="list-style-type: none"> ● 全学レベルでの教育理念、教育目標、3つのポリシーの策定方針、全学共通の教育課程の編成、全学的な教育の実施に係わる基本政策、学部・研究科・センター（教育系）の教育課程相互の調整、教育内容の改善策等の審議

次に「2. 組織体制」の（2）では、研究科及び学部等組織の内部質保証について定めており、学部等の長及び教授会が主体となって組織的に推進すること、学部等組織ではそれぞれ評価委員会を設置し、毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書としてまとめて大学評価審議会に報告するとしている。

最後に「2. 組織体制」の（3）では、事務組織における内部質保証の推進を円滑に図るため、事務系部署評価委員会を設置すること、同委員会で主に事務系部署が所管する業務の自己点検・評価を行い、評価結果を自己点検・評価委員会に報告することを明示した。

なお、以上の審議会及び委員会の権限と役割については、「東海大学学長室会議規程」「東海大学大学評価審議会規程」「東海大学自己点検・評価委員会内規」「東海大学総合的業績評価委員会内規」「東海大学事務系部部署評価委員会内規」「東海大学大学院研究科評価委員会設置内規」「東海大学学部等評価委員会設置内規」「東海大学教育審議会規程」に定めている（根拠資料 2-3～10）。

さらに「内部質保証に関する方針」（根拠資料 2-1【ウェブ】）の「3. 教育施策の立案・決定、実施、検証及び改善・向上（P D C A サイクル）の運用プロセス」では、P D C A サイクルを（1）全学レベル、（2）学部・研究科・センター（教育系）レベル、（3）授業科目レベルの3階層に分けて示している。

全学レベルでは、教育政策の立案は教育審議会が行い、学長室会議での検討協議を経て、学部長会議、大学院運営委員会において審議・報告し、決定する。教育の実施にあたっては教育の実施にあたっては、学部等の教育研究組織と事務系の各部署が全学的な方針・計画に沿って確実に実施できるよう、全学の委員会、会議体を通じて情報伝達・調整を図る。教育成果の実施状況や成果の検証については大学評価審議会が実施する。

学部・研究科・センター（教育系）においては、学部等の長及び教授会が主体となり、教育の内部質保証を行う。学部等の評価委員会では、教育プログラムの実施状況や学修成果の達成状況について適切な指標を用いて把握・評価し、自己点検・評価を実施する。その結果発見された課題については、学部等の長の指揮のもと、改善策を

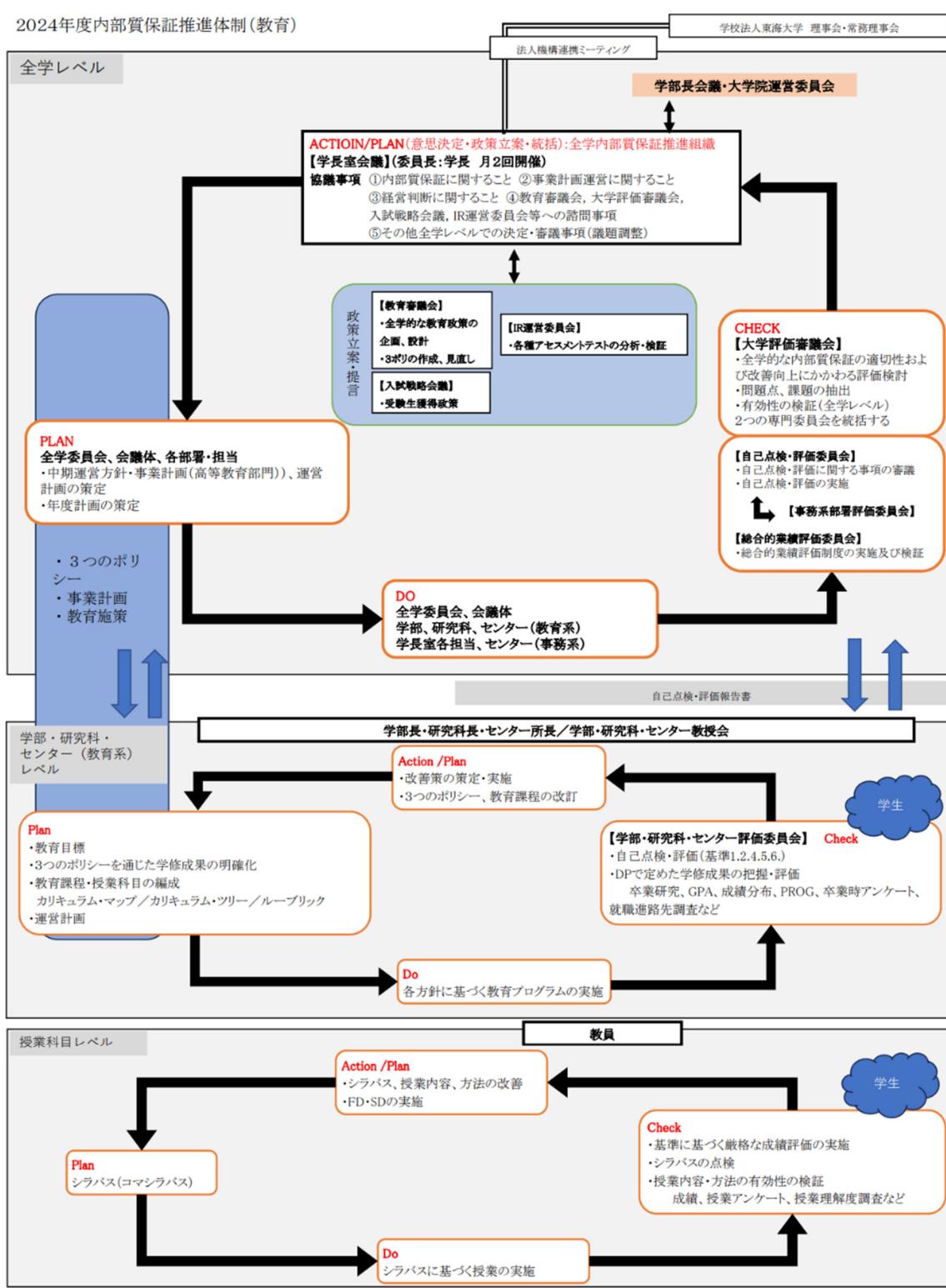
立案、実施する。

授業科目レベルでは、各教員がシラバスで各授業の目的や学習成果目標等を明示し、授業を実施し、終了後には成績や各種アンケート結果等をもとに授業内容、方法の有効性を検証し、シラバスや授業内容、方法の改善を行うとともに、自身の教育能力の向上に資するF D・S Dを実施する。

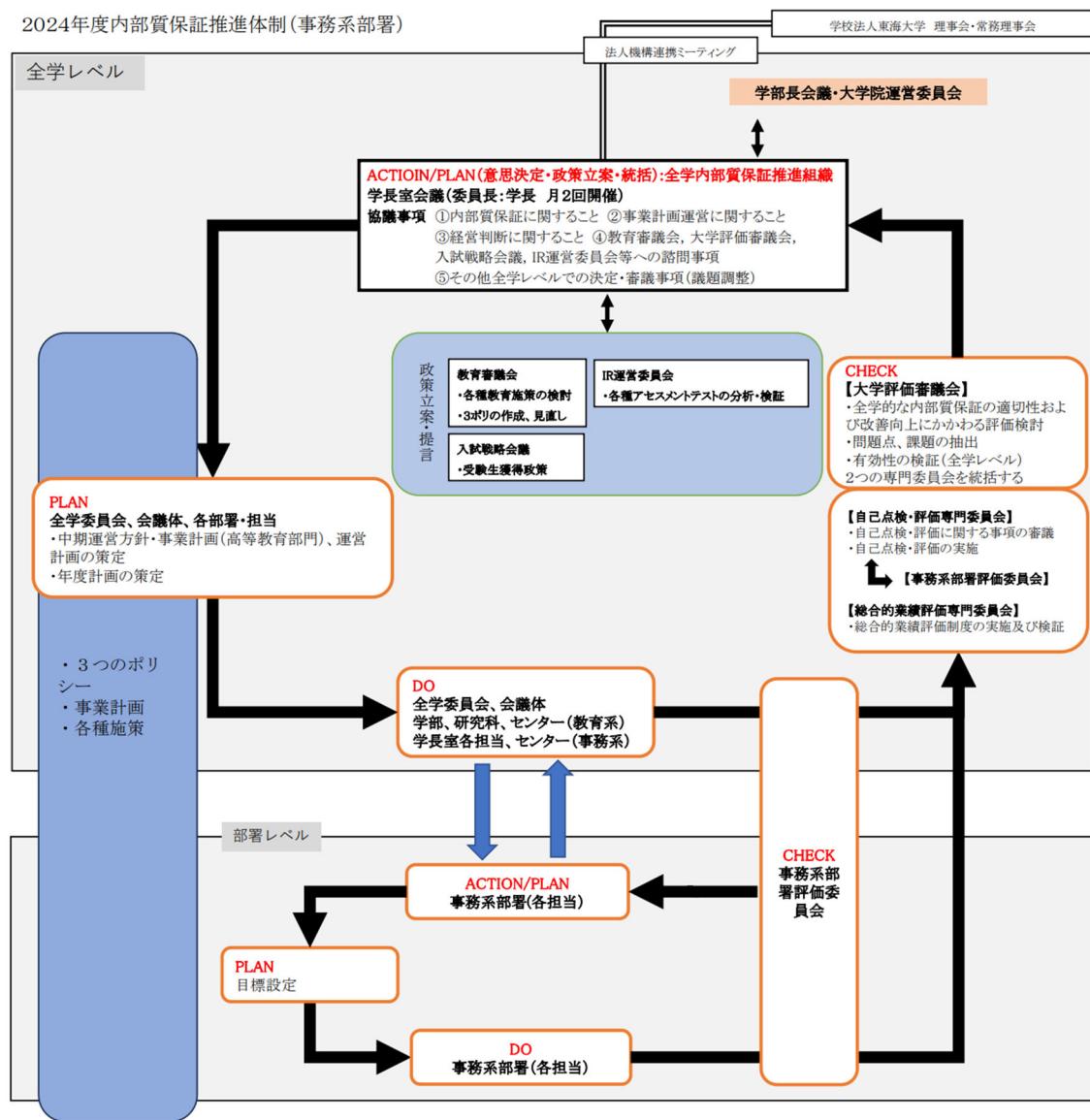
2024年度には、「内部質保証に関する方針」（根拠資料2-1【ウェブ】）だけでなく、「内部質保証体制図」についても大学評価審議会で見直し、改訂を行った（根拠資料2-11）。改訂にあたっては、教育に関するP D C Aサイクルと事務系部署の業務に関するP D C Aサイクルとを分け、教育に関するP D C Aは全学レベル、学部・研究科・センター（教育系）レベル、授業科目レベルの3階層に分けて明示し、事務系部署の所管業務については全学レベルと部署レベルの2階層に分けて明示した（次ページ、次々ページ）。

「内部質保証に関する方針」、「内部質保証推進体制図」については学長室会議で審議・了承の後、学部長会議と大学院運営委員会で報告した（根拠資料1-19）。さらに同方針、体制図、およびこれまでの自己点検・評価活動の結果については、本学オフィシャルホームページに掲載しており、本学の学生や学外関係者に向けて公表している（根拠資料2-2【ウェブ】）。

<図：2024年度内部質保証推進体制（教育）>（根拠資料2-11）



<図：2024年度内部質保証推進体制（事務系部署）>（根拠資料2-11）



また、全学の内部質保証推進に関する各会議体の役割、審議内容とメンバーは次の通りである。

<学長室会議>

学長室会議は、大学の運営に関する方策の企画立案を行う会議体で、所管事項には学部長会議・大学院運営委員会への提案事項や審議・報告事項、全学内部質保証の推進のために必要な事項、事業計画の運営に関する事項が含まれる。学長を議長とし、メンバーは学長が指名する副学長、学長補佐、学長室部長、その他の教職員によって構成されるが、議題によって出席者の変更もある（根拠資料2-12）。

学長室会議は多様な議題が含まれるので原則として月2回開催するが、内部質保証の推進に関する議題を扱う会議は年に3～4回開催する。2024年度は内部質保証に関

する学長室会議を6月、9月、1月、3月の計4回実施した。この会議では、2023年度の自己点検・評価から明らかになった課題をリストアップし、それぞれの課題への対応策の検討、実施の担当を決め、2024年度の進捗を会議にて確認した（根拠資料2-13、14）。さらに、自己点検・評価および認証評価の結果を踏まえた質保証に関する中期目標の設定が必要であるとの判断に基づき、2025年度からの中期目標として「2025年度質保証中期目標」を定めることについても同会議で検討し、決定した（根拠資料2-15）。

2025年度の学長室会議（内部質保証の推進に関する会議）では、この「2025年度質保証中期目標」の決定および進捗管理を軸として、内部質保証の改善に向けて施策の立案、実施を統括していく。

＜大学評価審議会＞

大学評価審議会は、毎年度の自己点検・評価活動の基本施策を策定し、実施を統括し、自己点検・評価委員会からの報告をもとに全学的な問題点、課題、改善事項について審議を行う。

大学評価審議会のメンバーは、学長が任命する委員長を筆頭に、大学の執行部の一員として大学運営全般を統括する学長補佐、学長室部長（教学担当）をはじめ、職域ごとの大学運営の実務責任者である学長室の担当部長、次長、そして教育研究組織である学部・研究科・研究所を束ねるカレッジのプロボストから構成される。また、大学の自己点検・評価の客観性を担保するため、大学評価審議会には学外から招聘した外部委員も審議に加わっている（根拠資料2-16）。このメンバー構成により、本学が展開する多様な活動を、全学的な観点から適切に点検・評価することが可能である。

大学評価審議会で自己点検・評価結果について審議した結果、全学的な課題が明らかになり、改善策や新たな方針の策定が必要と判断した場合は、提言内容を「大学評価審議会活動報告」にまとめ、学長室会議に提出している（根拠資料2-17）。

＜自己点検・評価委員会＞

自己点検・評価委員会は、大学評価審議会からの指示を受け、自己点検・評価を実施し、その結果を大学評価審議会に報告する。メンバーは学長室部長（評価・IR担当）を委員長とし、教員と職員とがともに委員として加わっている。専門分野や所属キャンパスの特性を踏まえつつ、全学的な観点から点検・評価を行えることを意図し、教員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員、職員については大学運営の実務を担う事務系部署のうち、点検・評価項目に関係が深い担当部署の次長、課長から選出している（根拠資料2-18）。

自己点検・評価委員会の下部に置く事務系部署評価委員会は、事務系部署が主に所管する業務について自己点検・評価を行う。メンバーは学長室部長（総務・地域連携担当、涉外担当、施設設備担当）を委員長とし、基準7～10の点検・評価項目にかかる事務系部署の部長、課長から選出している（根拠資料2-19）。

＜総合的業績評価委員会＞

総合的業績評価委員会は、医学部を除く全学の総合的業績評価制度に関する審議を行う。

内部質保証体制において総合的業績評価制度は、教員の質を担保する制度として寄与している。総合的業績評価制度内規第2条において、「総合的業績評価は、教員の教育活動、研究活動及び学内外活動における優れた業績を積極的かつ多面的に評価し、もって個人の活動及び研究科、学部、センター又は付置研究所（以下「学部等」という。）の組織の活性化を促すことを目的とする。」と定めている（根拠資料2-20）。

評価項目は多岐にわたるが、各教員の授業における工夫やFD活動への参加も含まれる。毎年度の総合的業績評価の結果は教員本人及び所属長に開示するとともに、昇格等の審査における参考資料としても用いている。総合的業績評価を毎年実施することで、各教員および教員組織としての教育・研究・学内外活動の活性化と質向上が期待できる。

この委員会の委員長は学長が指名し、委員は学長と協議の上、大学評価審議会委員長が指名する者としている。2025年度の委員長はアジア学科の学科長が務め、委員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員をバランスよく任命することで、教員の専門分野の多様性や所属キャンパスの地域性を考慮に入れた公正な総合的業績評価が行えるメンバー構成としている（根拠資料2-21）。

なお、2025年4月に本学が大学システムへのサイバー攻撃を受けたことにより、学内システムのファイアウォール等の強化を行った。教員活動業績システムと総合的業績評価システムへのログイン時の認証を強化するシステム改修も行ったので、2025年度の総合的業績評価は、例年より遅くなり、9月実施を予定している。

＜教育審議会＞

教育政策に関する企画および改善策の策定(Plan、Action)を担うのが教育審議会である。同審議会は、教育理念及び教育目標の策定や点検・評価、3つのポリシーの点検・評価、全学共通の教育課程、学部・学科の教育課程相互の調整、教育内容の改善策等に関する事項について学長からの諮問を受け審議し、学長室会議にて報告し、学長に内容を答申する。

同審議会の委員長と委員は、学長が任命する。2025年度の委員長は副学長（教育担当）が務め、委員は札幌・静岡・熊本のキャンパス長、キャンパスライフセンター所長、学長室部長から構成される（根拠資料2-22）。

2025年度は、3つのポリシー、2026年度学部新カリキュラムの審議、昨年度からの継続案件である履修登録の早期化や学生生活にかかわる各種制度の改革に加えて、「質保証全学目標」に含まれる項目に関する施策の検討も行う予定である（根拠資料2-22）。

＜IR運営委員会＞

IR運営委員会は、教育、研究および事務に関する大学の現状をデータから可視化し、

施策立案の支援が円滑に行われるよう必要な事項を検討し、学長室会議に報告する。同委員会の委員長は学長が指名する。委員は、大学の教育、研究および事務の各職域を所管する学長室部長、キャンパスライフセンター部長から構成される（根拠資料 2-23）。

2025 年度は学長室部長（入試担当）が委員長を務める。2025 年度の IR 運営委員会では、昨年度の提言を踏まえて大学評価審議会と共管でワーキンググループを設置し、大学のアセスメント・ポリシーの見直し、アセスメントプランの作成、学習成果に関する指標やアンケート、それ以外の各種アンケートの役割分担や内容・設問の見直し等を進める（根拠資料 2-24）。

以上のように本学では内部質保証に関する全学的な方針と手続きについて策定し、教職員への共有と学外への公表も適切に行っている。またこれらの方針に沿って各担当や会議が役割分担をしながら、大学全体で P D C A を回す仕組みを整備し、運営している。

2. 教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3 つの方針の策定の調整・支援。
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。

第一に、3 つのポリシーの策定に関する全学的な調整・支援については、東海大学教育審議会が担当する。3 つのポリシーの策定（改訂）時は、東海大学教育審議会が、「3 つのポリシー策定の基本方針および策定マニュアル（学部版・大学院版）」を作成し、それぞれのポリシーの定義と役割、ポリシーに含めるべき内容、策定にあたっての留意事項、全学統一の書式等を明示し、各学部・研究科に対して 3 つのポリシー策定の指示を行っている（根拠資料 2-25）。2025 年度は、2026 年度のカリキュラム変更に合わせて、3 つのポリシーの依頼（根拠資料 2-26）を行うことが出来ている。

学部・研究科は、毎年の自己点検・評価活動において、学位プログラムごとの 3 つのポリシーについて点検を行う。さらに学部については概ね 4 年に 1 度のカリキュラム改訂時に現状の 3 つのポリシーに対して重点的な点検を行う。点検の結果、3 つのポリシーを修正したい場合は、学部・研究科から教育審議会に修正案を提出する。教育審議会では、大学全体レベルのポリシーとの整合性や 3 つのポリシー間の整合性等についての点検・評価を行い、問題があれば修正を指示する。

以上のように本学では教育審議会が中心となって 3 つのポリシーに関する全学的な調整、支援を実施しているが、2024 年度に受審した大学基準協会による認証評価を通じて、学部・研究科の 3 つのポリシーの内容等について一部不十分な点があることが

分かった。そこで2024年度後半に、大学評価審議会の統括する自己点検・評価活動のなかで全ての学部・学科、研究科・専攻の3つのポリシーの点検を実施し、その結果を教育審議会に報告した。これについては下記の「評価の視点5」で記述する。

第二に、体系的・組織的な教育課程の編成に向けた全学的な調整・支援については、2024年度の教育審議会において検討した内容（根拠資料2-27）に基づいて、全学的に2026年度カリキュラム変更を進めている。その方針としては、2025年3月28日に行われた役職者研修会にて説明（根拠資料2-28）されている。そして、2026年度のカリキュラム変更において、体系的・組織的な教育課程における学修者本位の教育を実現するために、主にP15～P25の内容について、準備することが出来ている。

第三に、効果的な教育方法の開発とその運用のための全学的な調整・支援については、現在、その仕組みを作り、運用する、という目標を立てて、東海大学教育審議会が検討を始める（根拠資料2-22）。

現状は、教育面の資質向上を全学的に図るために、学長室に教学（教育支援）担当を置き、各学部・研究科及び事務組織等と連携し、組織的・継続的なFD・SD活動を推進するため東海大学FD・SD活動推進委員会（根拠資料2-29）を設置している。また各学部・研究科等は、FD・SD委員会を設置している。

2025年度は、FDの体系化を目指し、現在FDマップ運用に向けて計画を進めている。

第四に、学習成果の可視化に向けた調整・支援については、質保証全学目標No.1として設定し取り組みを進めている。学部等へ提供する具体的なデータについては、大学IR運営委員会で検討することになるため、大学評価審議会・大学IR運営委員会合同のワーキングを立ち上げ、検討を開始した（根拠資料2-30）。検討結果については、年度内に学長室会議へ報告する予定である。

第五に、自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援については、毎年度自己点検・評価報告書の作成依頼に合わせ、説明会を開催している（根拠資料2-31）。また、提出された自己点検・評価報告書については、「自己点検・評価委員会」及び「事務系部署評価委員会」で内容を点検し、点検結果をフィードバックしている。

3. 大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、「内部質保証の方針」（根拠資料2-1【ウェブ】）に基づき、大学全体と学部、研究科、センターにおける自己点検・評価を毎年実施している（根拠資料2-32、33）。自己点検・評価の実施にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目の枠組みを使用している。なお、ここでいうセンターとは、学士課程における

る全学共通科目および教職課程を実施するセンターのことであり、総合教育センター（その下に、現代文明論センター、語学教育センター、資格教育センターがある）、理系教育センター、スポーツ・プロモーション・センター（S P C）を指す。

まず、大学評価審議会が自己点検・評価に関する当該年度の方針、点検・評価内容等を決定する。事務系の担当部署および学部・研究科・センター（教育系）における自己点検・評価活動を支援するため、大学評価審議会では、自己点検・評価報告書のフォーマットを作成し、そのなかで自己点検・評価における注意点や補足説明などを記載している（根拠資料 2-34、35）。さらに、担当部署や学部等への自己点検・評価の依頼時にはオンライン会議システムを用いた説明会を実施し、大学設置基準の改正の趣旨や認証評価制度の概要、本学の内部質保証体制、自己点検・評価時の留意点などについて説明している（根拠資料 2-31）。フォーマットには前年度課題に対する取り組みや成果を記載する欄も設けており、これによって学部等での P D C A の実質化を促している。

本学は学部・研究科数も多く、地方キャンパスも全国にあるため、自己点検・評価にあたっては大きく 2 つのグループに分けて自己点検・評価報告書を作成し、それを最終的に統合するという手順で実施している。

学部・研究科・センター（教育系）では、大学評価審議会が作成した自己点検・評価報告書フォーマットに沿って、それぞれの組織内部に設置された評価委員会が学部長、研究科長、センター長と相談しながら自己点検・評価を実施し、その結果を「自己点検・評価報告書（学部・研究科・センター（教育系）」（根拠資料 2-36）にまとめ、各組織の長の名前で大学評価審議会に提出する。

並行して、大学評価審議会は、全学的な観点からの自己点検・評価について基準ごとに取りまとめ担当を決め、自己点検・評価報告書の作成を指示する。2025 年度の自己点検・評価では、基準 1～6、8～10 は学長室の各担当（質保証、評価・I R、教学・教育支援、入試、人事、施設設備、研究推進、情報、図書館、国際、総務、経理、健康推進）、基準 7 はキャンパスライフセンターが取りまとめ担当となり、自己点検・評価を行い、基準ごとに「自己点検・評価報告書（全学版）」を作成した（根拠資料 2-37）。

学部・研究科・センター（教育系）および全学の取りまとめ担当から「自己点検・評価報告書」が提出されると、大学評価審議会は、それらの報告書の点検・評価を自己点検・評価委員会と事務系部署評価委員会に指示する。自己点検・評価委員会では、学部・研究科・センター（教育系）から提出された報告書と、全学版報告書の基準 1～6 についての点検・評価を行う。全学版の基準 7～10 については、2024 年度から設置した事務系部署評価委員会でまず点検・評価し、その結果を自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会では、各担当、組織から提出された自己点検・評価報告書をそれぞれ 2 名以上の委員が相互に点検し、点検・評価が不十分であったり、根拠資料が不足している等の問題点を指摘する。そして個々の学部・研究科・センター（教育系）や事務系担当に対してフィードバックすべき事項と、全学的な観点から見た長所や問題点について議論する。

自己点検・評価委員会がまとめたフィードバック内容は、学長室（評価・I R 担当）

から全学版の取りまとめ担当と、学部・研究科・センター（教育系）に送付する。

以上のプロセスを経て自己点検・評価委員会および学長室（評価・IR担当）は最終的な自己点検・評価報告書の原案を作成し、結果を大学評価審議会に報告する。

大学評価審議会では、全学的な観点から基準1～10の評価と課題、改善に向けた提言内容を検討する。点検・評価の客観性を担保するため、大学の教職員ではない外部委員にも評価審議会に参加してもらい、全学的な長所や課題を議論する。この結果は「大学評価審議会活動報告」（根拠資料2-17）にまとめ、学長室会議に報告する。2023年度までは、大学評価審議会からのCheckを踏まえた提言を、Actionにつなげる機能が弱かったが、2024年度より設置した学長室会議では、提言を踏まえて取り組むべき課題を明示し、課題改善策の立案・実施を担当部署に指示することとした。具体的には、2023年度の大学評価審議会提言事項を一覧にし、対応責任部署を明示したリストを作成して学長室会議（内部質保証の推進に関する会議）にて対応を指示し、年度末（2025年3月）の同会議で進捗を確認した。2024年度は12件の課題があつたうち、7件については対応を完了し、残り5件については翌年度への継続案件とした（根拠資料2-13）。

さらに2025年度からは、改善に向けた全学的な取り組みが必要な事項を「質保証全学目標」として定め、責任部署と目標を明確にして改善に取り組むこととした。2024年度に積み残した案件についても、全学目標とすべき項目については「質保証全学目標」に組み込んでいる（根拠資料2-15）。

学部・研究科における自己点検・評価とそれを教育改善につなげる取り組みについては、一部を除くと、まだ不十分であることは「評価の視点2」の第四で述べた通りである。学部等におけるアセスメントプランの作成にあたり、参考になる好事例を紹介するなどの支援を行う必要がある。

学部としての自己点検・評価を教育改善につなげている例として、以下に国際文化学部の例を記載する。

国際文化学部では、「循環的・累積的改善」を実現するために、2024年度より、本学部所属の専任・特任教員全員に対し、「Teaching Outcome Assessment Survey（TOAS）」の提出を必須化した（根拠資料2-38）。

Teaching Outcome Assessment Survey（TOAS）」TOASでは、授業におけるPlan（コマシラバス等による各回授業の到達・達成すべき目標の明示と受講生との共有）、Do（目標到達・達成を目指した授業の実践）、Check（授業理解度調査等による授業の目標到達・達成の確認と理解度に課題がある項目の抽出）、Act（特に理解度が低かった項目に対する補充措置）を行っているかを確認し、各回授業のP D C Aサイクルを踏まえたシラバスの改訂計画やカリキュラム改訂における改善点を確認している。そのカリキュラムの成果を評価するために、本学部が独自に実施している学生と教員双方による「ディプロマ・ポリシーアセスメント」は、2024年度より、2年生と4年生を対象に評価を実施し、達成度に加えて、縦断的に伸長度も可視化できる仕組みを整えた（根拠資料2-39）。

学生と教員双方によるディプロマ・ポリシーアセスメントを通じて、内部質保証シ

システムの有効性について点検を行い、その点検結果を「教育内部質保証・F D研修会」において本学部の専任・特任教員に共有している（根拠資料 2-40）。

4. 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

外部の視点を取り入れるための工夫としては、大学評価審議会に、学外から外部委員 1 名を招聘し、ステークホルダーの立場から東海大学の活動に対する意見をいただいている。また、学長室（キャリア担当）が「卒業・修了生に対するキャリア教育アンケート」と「企業・団体等への採用学生アンケート」を 2023 年度から実施している（根拠資料 2-41【ウェブ】）。この結果は、本学の教育を通じて社会で活躍できる力を身につけた学生を育成できているのかについての自己点検・評価を行う際に参考にしている。

このほか、医学部医学科では「日本医学教育評価機構（J A C M E）」による専門分野別の評価を 2021 年度に受審し、適合と認定されている。（根拠資料 2-42【ウェブ】）。

5. 行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

○認証評価機関による指摘事項への対応

本学では 2024 年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審し、2025 年 3 月に評価結果を受領した。評価結果は「適合」で、長所として 2 項目が認定される一方で、改善課題として 5 項目の指摘を受けた（根拠資料 2-43【ウェブ】）。長所はパブリック・アチーブメント教育の全学的な展開と、スポーツ・プロモーション・センターにおけるスポーツを通じた地域振興への取り組みである。改善課題は、1) 自己点検・評価の実質化と点検・評価結果を教育の改善・向上につなげる内部質保証システムの改善、2) 複数の学位を授与している研究科における学位ごとの学位授与方針の設定、3) 教育課程の編成・実施の方針の内容改善（一部の学部学科、研究科）、4) 学位授与方針に示した学習成果を把握・評価する指標・方法の改善、5) 研究科における収容定員充足率の改善である（根拠資料 2-44）。

改善課題に対する対応としては、まず 2) と 3) については、3 つのポリシーの全学的点検を 2024 年度後半に実施し、修正に向けた対応を始めた。まず、評価審議会のもとで、大学および全ての学部・学科、研究科・専攻の 3 つのポリシーの一斉点検を実施し、改善に向けたフィードバック・コメントを作成した。また、点検結果を踏まえ、「3 つのポリシー策定の基本方針」および「策定マニュアル」の修正に関する提言も作成した。これら点検結果と提言は、大学評価審議会での承認を経て、教育審議会に送付した。

教育審議会では、評価委審議会からの報告をもとに「3 つのポリシー策定の基本方針」および「策定マニュアル（大学学部版、大学院版）」を改訂し、学長室会議の承認を得て、学部長会議で改訂内容を報告した（根拠資料 2-25）。そして、学長室（教学担

当）より、全学部・研究科に対して学位プログラムごとの3つのポリシーの見直し・修正を行うように指示した。

今後、学部・研究科から3つのポリシーの修正案が2025年度に提出される予定であり、修正案についての点検は東海大学教育審議会で実施する予定である（根拠資料2-22）。

改善課題の1)、4)、5)への対応としては、2025年度より学長室会議において大学の質保証に関する中期目標として「質保証全学目標」を策定することにしたので、その中にこれらの改善課題に関する目標を設けて取り組んでいく（根拠資料2-15）。

○設置計画履行状況等調査

文部科学省からの「設置計画履行状況報告書」などの指摘事項については学長室から該当する学部・研究科等に履行状況の報告を求め、その結果をまとめた「設置計画履行状況報告書」を本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料2-45【ウェブ】、46【ウェブ】）。

具体的な事例として、児童教育学部は複数の資格（幼稚園教諭、小学校教諭、保育士）の取得が可能であり、学生に分かりやすい履修モデルの構築及び希望する実習ができなかった学生への適切なフォローの実施について文部科学省からの意見（学部設置時に付された遵守事項）が付された。児童教育学部は、修正した履修モデル案及び希望する実習ができなかった場合に想定されるケースごとの対応案を作成し、学長室と確認したうえで学生指導に使用し、教育の改善・向上につながっている（根拠資料2-46【ウェブ】）。

○会計検査院における実地検査における指摘事項への対応

本学は2021年11月8日から12日までの5日間、令和元年度・令和2年度私立大学等経常費補助金、平成28年度～令和2年度私立学校施設整備費補助金・私立大学等研究設備整備費等補助金・科学研究費助成事業を対象として、会計検査院による実地検査を受検した。検査の結果、不当とされた事項はなかった。

○教職課程に関する点検・評価の実施状況

教育職員免許法施行規則第22条8に定められた教職課程に関する自己点検・評価は、本学では「教職課程に関する自己点検・評価の実施方針」（以下、「実施方針」とする）に基づき、P D C Aサイクルの一環として恒常にこれを実施し、4年毎に報告書を作成することとしている（根拠資料2-47）。「実施方針」に基づき実施した2022年度の教職課程に関する自己点検・評価報告書は、本学オフィシャルホームページで公開している（根拠資料2-48【ウェブ】）。

なお、2024年度から、資格教育センターにおいても、大学の質保証体制の一環として実施する自己点検・評価を行なうこととなっている。そのため、「実施方針」において恒常に実施することとしている報告書作成対象年度以外の教職課程に関する自己点検・評価は、児童教育学部及び資格教育センターの自己点検・評価をもって充てられている（根拠資料2-47）。文部科学省による「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」において、「大学全体として効率

的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行なうことが考えられる」とされていることからも、このような対応は妥当な対応である（根拠資料 2-49）。

2.2. 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

【補足説明】

- ① 社会に対して説明責任を果たすために、どのような情報が公表されているか。
- ② 上記の情報は、どのような方法によって公表されているか。
- ③ 上記の情報の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。
- ④ 教職課程を置くすべての大学は全学的な組織体制を充実させ、また自己点検・評価の実施とその結果の公表が法令上求められています（教育職員免許法施行規則）。これらの状況を下記の関連する箇所に記載してください。
下記＜評価の視点＞2. 「教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。」

＜評価の視点＞

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、公正で透明性のある大学運営を行い、大学の多様な活動について社会に説明するため、以下の情報を公開している。

教育研究活動については、学校基本法施行規則第 172 条 2 に則り、各種情報を本学オフィシャルホームページの「情報の公表」ページにて公表している（根拠資料 2-45【ウェブ】）。その中には学部、研究科等に係る「設置申請・届出書」及び「設置計画履行状況報告書」も含まれる（根拠資料 2-46【ウェブ】）。また、奨学金のページでは「高等教育の修学支援新制度」の情報を掲示している（根拠資料 2-50【ウェブ】）。

教員の研究業績については、教員活動情報登録システムに登録されたデータを教員活動情報システムで公開するとともに、年度ごとに研究業績目録を作成し、『東海大学教育研究年報』に収録し、本学オフィシャルホームページにおいて毎年度公開している（根拠資料 2-51【ウェブ】、52）。ただし、教員活動情報についてはサイバー攻撃の影響で 2025 年 8 月時点では学外への公開が停止されている。また、researchmap の情

報を取り込む形で「教員・研究者ガイド」を公開している（根拠資料 2-53【ウェブ】）。

また、在学生を対象として卒業年度に実施する「卒業にあたってのアンケート」の実施結果も、回答者が特定されないように集計したうえで、本学オフィシャルホームページにおいて公開している（根拠資料 2-41【ウェブ】）。

毎年実施する自己点検・評価結果については、「自己点検・評価報告書（全学）」にまとめ、「東海大学教育研究年報」の第2部として、毎年度分を本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-51【ウェブ】）。

財務については、本学オフィシャルホームページの「情報の公表」から、学校法人東海大学のホームページに掲載された事業報告書へとたどれるようになっており、財産目録、貸借対照表、収支決算報告書、監事の監査報告書を公表している（根拠資料 2-45【ウェブ】）。

以上の公開情報については、それぞれの業務の担当部局で情報の正確性、信頼性を精査し、更新が必要となったタイミングで随時更新している。また、本学オフィシャルホームページが様々なデバイスで見られることを想定して、それぞれのデバイス（PCやスマートフォン）に最適化された画面表示にすることにより、見やすさ、理解しやすさに配慮している。

以上のことから、本学では教育研究活動等の情報を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価する。

2. 教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

学生の学習実態、学修上の成果に関わる情報は、本学オフィシャルホームページの「情報の公表」と「各種アンケート」のページで公表している（根拠資料 2-41【ウェブ】、45【ウェブ】）。

「情報の公表」ページでは、「学生について」という項目で、入学者数、在学者数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況、外国人留学生数、海外留学生数などを公表し（根拠資料 2-45【ウェブ】）、また「社会貢献活動」という項目で、学生たちのプロジェクト活動である ToCo チャレ（2024 年度まではチャレンジプロジェクト）の活動報告等を掲載している（根拠資料 2-54【ウェブ】）。

また「各種アンケート」のページでは、卒業にあたってのアンケート、卒業・修了生に対するキャリア教育アンケート、企業・団体等への採用学生アンケートの結果を集約して公表している（根拠資料 2-41【ウェブ】）。

以上のように本学では、学生の学習実態や学修成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表している。ただし、本学で学ぶ学生の学習行動や学修成果をより積極的に公表することによって、ステークホルダーに対する説明責任を果たし、また志望者数の増加にもつなげていくために、情報の内容や公表方法についての継続的な見直しと改善を行っていく必要がある。これについては 2025 年度より、「質保証全学目標」において「No. 11 オフィシャルホームページで公表する質保証に関する情報の整理、点検、

改善を定期的に行う体制を整える」という目標を定め、取り組んでいく（根拠資料 2-15）。

【教職課程に関する点検・評価結果の公表状況】

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定された教員養成の状況に関する情報として、「1. 教員養成の理念」、「2. 教員養成に係る組織図と取得できる教員免許状一覧」、「3. 教員養成に係る教員の情報（授業科目、業績、年間授業計画など）」、「4. 卒業者の教員免許状取得の状況」、「5. 卒業者の教員への就職状況」、「6. 教員養成の教育の質向上に係る主な取組」を本学オフィシャルホームページで公表し、毎年更新している。また、教育職員免許法施行規則第 22 条 8 に規定された教職課程に関する自己点検・評価を 2022 年度に実施した「2022 年度教職課程自己点検・評価報告書（全学）」は、本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-48【ウェブ】）。

2.3. 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

【補足説明】

- ① 本学における内部質保証システムの有効性とは、自己点検・評価（P D C A サイクル）を行うことで、課題を明確にして改善に努めることを指します。これに伴い、例年自己点検・評価報告書を作成していることから、前年度の自己点検・評価報告書の課題に対する、改善への取り組みをご説明下さい。さらに改善・向上については、どのような成果をもたらしたか等、第三者が分かるように具体的にご説明下さい。
 - ・内部質保証システムの自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。
 - ・上記の自己点検・評価結果に基づき、内部質保証システムの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。
- ② 2025 年度質保証全学目標における改善課題に対して、定期的な点検・評価、改善・向上への取り組みについて、成果・進捗等ご説明ください。
- ③ 適切性や有効性の判断は、理念・目的や各種の方針、計画、目標に照らして考えることが重要です。例えば、大学の理念において、地域に根差した大学を標ぼうしている場合、それに照らした現状を説明するためにはどのようなことを明らかにしなければいけないのか、そのためにどのような資料を収集するのかを整理することから始める必要があります。そして、収集した資料から現状を解釈する際にも、理念・目的などに照らして考えることが重要です。
- ④ 前回の認証評価等での指摘

以下のような場合は、大学としてどのように課題を受け止めて取り組んだかを以下

＜評価の視点＞に記載して下さい。

- i) 前回の機関別認証評価を本協会以外の機関で受けた大学で、本協会の「是正勧告」に相当する指摘がなされた場合。
 - ii) 文部科学省の設置計画履行状況等調査において、「警告」、「是正意見」、「改善意見」又は「留意事項」が付された場合。
- ⑤ 教職課程を置くすべての大学は全学的な組織体制を充実させ、また自己点検・評価の実施とその結果の公表が法令上求められています（教育職員免許法施行規則）。これらの状況を下記の＜評価の視点＞に記載してください。

＜評価の視点＞

1. 内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

内部質保証システムの適切性、有効性については、大学評価審議会において、自己点検・評価によって明らかになった課題を改善につなげるプロセスが適切に構築・運用されているか、その結果として具体的な改善行動につながっているかという観点から、毎年度点検・評価を行っている。

以下では 2024 年度と 2025 年度に実施した内部質保証システムの改善策について述べる。

まず、2023 年度の点検により、大学評価審議会による自己点検・評価結果（Check）を改善（Action）につなげる機能が弱いことが明らかとなつた。そこで 2024 年度に学長室会議を新設し、全学内部質保証推進組織の機能を大学評価審議会から学長室会議に移行することにより、意思決定、担当部署への指示、経過のモニタリング機能を強化するように体制を改善した。また、2021 年に行われた大規模な事務組織改編に合わせて、P D C A サイクルを再構築する必要があったことから、2024 年度に事務系部署評価委員会を設置し、改組によって分散した事務系部署の所管業務の点検・評価を統括して行うこととした。2024 年度の事務系部署評価委員会では、業務に精通している課長クラスが委員となつたこともあり、23 年度より大学運営上の課題について具体的な指摘が多くなされた。

また、学部・研究科・センター（教育系）における内部質保証についても不十分であることが分かった。そこで 2024 年 6 月に、学部・研究科・センター（教育系）の長に依頼し、カリキュラム全体と 3 つのポリシーの点検・評価を行う体制と方法を記載した文書を提出してもらった（根拠資料 2-55）。この結果、9 月に提出された 2024 年度の学部・研究科・センター（教育系）の自己点検・評価報告書を自己点検・評価委員会で確認したところ、学部・研究科・センター（教育系）内の内部質保証体制は、かなり改善されていることが分かった。たとえば、内部質保証体制やプロセス等を内規や文書等で明示した学部・研究科・センター（教育系）が増えており、そのことによって体制、プロセスの課題なども明らかになり、改善に結び付けることができつつ

ある（例：法学部、人文学部など）（根拠資料 2-56、57）。

2024 年度からは、全学内部質保証推進組織の役割を学長室会議が担うことになった。Check から Action へという連動をさらに強化するために、2025 年度には学長室会議において「2025 年度質保証全学目標」を定め、各担当・組織が改善に向けて行動していくこととした（根拠資料 2-15）。「質保証全学目標」については、自己点検・評価報告書のなかで進捗や達成状況を報告するとともに、学長室会議（内部質保証の推進に関する会議）でも進捗や方針・課題の共有等を行う予定である。

以上のように、本学では全学的な内部質保証システムそのものの適切性、有効性を毎年度点検・評価し、改善策を講じていると評価できる。

【教職課程に関する点検・評価の実施状況】

教育職員免許法施行規則第 22 条 8 に定められた教職課程に関する自己点検・評価は、本学では「教職課程に関する自己点検・評価の実施方針」（以下、「実施方針」とする）に基づき、P D C A サイクルの一環として恒常にこれを実施し、4 年毎に報告書を作成することとしている（根拠資料 2-47）。「実施方針」に基づき実施した 2022 年度の教職課程に関する自己点検・評価報告書は、本学オフィシャルホームページで公開している（根拠資料 2-48【ウェブ】）。

なお、2024 年度から、資格教育センターにおいても、大学の質保証体制の一環として実施する自己点検・評価を行なうこととなっている。そのため、「実施方針」において恒常に実施することとしている報告書作成対象年度以外の教職課程に関する自己点検・評価は、児童教育学部及び資格教育センターの自己点検・評価をもって充てられている（根拠資料 2-47）。文部科学省による「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」において、「大学全体として効率的な自己点検・評価を行う観点から、教職課程の自己点検・評価について、学校教育法に基づく自己点検・評価と可能な限り項目を一致させることや、評価の実施時期を合わせるなど、一体的に行なうことが考えられる」とされていることからも、このような対応は妥当な対応である（根拠資料 2-49）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所の補足説明】

- ① 長所は、『現状説明』にも説明が含まれていることが必要です。
- ② 長所は、取り組みの目的・目標とそれに照らした成果、あるいは期待できる成果について、第三者が分かるようにご説明下さい。
例えば、以下の (a) (b) に沿う内容が長所・特色とされています。
 - (a) 理念・目的の実現に資する事項であり、有意な成果が見られる（期待できる）もの
 - (b) わが国の高等教育において先駆性又は独自性のある事項であり、有意な成果

が見られる（期待できる）もの

【問題点の補足説明】

- ① 問題点は、『現状説明』にも説明が含まれていることが必要です。
- ② さらに問題点については、前年度の自己点検・評価で確認された課題等があれば、必ず改善にむけた計画・進捗状況・成果について、第三者が分かるようにご説明下さい。
※前年度の自己点検・評価報告書において、記載していなかった等がある場合は、問題の発生時期を明記して、これまでの改善に向けた進捗状況、今後の改善計画についてもご説明下さい。

長所としては、本学で内部質保証について課題はまだ多いが、自己点検・評価で把握した課題を放置せずに、改善に向けた体制・手続きの明確化などを毎年進めている点が挙げられる。その例として、全学レベルでの内部質保証の改善のため、Check から Action へとつなぐ役割を果たす全学内部質保証推進組織として、2024 年から学長室会議を設置した。2024 年度より新たに学長を議長とする学長室会議を設置することで、自己点検・評価で把握した全学的な課題を、改善・向上へつなげる機能を強化した。2024 年度の学長室会議では、内部質保証の推進を議題とする会議を 4 回開催し、そこで 2023 年度の自己点検・評価から明らかになった課題をリストアップし、改善策の立案・実施主体を明確にし、進捗を確認した（根拠資料 2-13）。

2025 年度の学長室会議（内部質保証の推進に関する会議）では、自己点検・評価や認証評価結果などから明らかになった全学的な課題への対応を一層推進するため、3 年を目途とする「2025 年度質保証全学目標」を定めた（根拠資料 2-15）。「質保証全学目標」の中には検討中の項目もあるが、すでに定まった目標については、担当を決めて施策の立案・実施を指示し、進捗・成果については毎年の自己点検・評価活動および学長室会議で確認することにしている。

このように、内部質保証の実質化に向けて、学長のリーダーシップのもと定期的な改善を行っていることは長所である。

昨年度に記載した問題点については、改善に向けて施策の検討や実施に向けて動き出せているものと、まだ行動に移すことができていないものがある。

（1）事務系部署の内部質保証体制の実質化

事務系部署評価委員会が自己点検・評価を担当する学生支援や教育研究等環境、社会連携・社会貢献活動については、複数の部署が連携して活動を行う必要があるが、カレッジ制への移行による業務・人員の分散の影響もあり、全学的な P D C A という観点では課題がある。今後に向けて、どのように連携していくかが一つの問題・課題になっている。「2025 年度質保証全学目標」において、課題への対応を目標として定

めているが、組織体制や人員配置等さまざまな要因が絡む問題のため、改善策については定まっていない。

その一方で、事務系部署評価においては、カレッジオフィスでの活動や取り組みを評価することも重要であるため、とりまとめ部署では、2024年度の依頼組織に加え、カレッジオフィスにも関係する項目について調査を依頼した。2025年度においては活動報告など十分な情報が収集できなかったが、今後各カレッジオフィスの意識の醸成をはかり、実質的な貯砂、評価へつなげることが必要と考えている。

（2）学部、研究科、センター（教育系）の自己点検・評価

昨年度は、学部、研究科だけでなく、センター（教育系）でも初めて自己点検・評価を実施した。その結果、内部質保証の体制整備や取り組みについて、確実に行われているセンターもあるが、そうではないセンターもあった。学部、研究科でも同様に差がある。

2025年度の自己点検・評価では、大学認証評価が第4期に入ったことを踏まえて、学部、研究科、センター（教育系）では基準2と基準4に重点化した自己点検・評価フォーマットを作成し、評価項目ごとに補足説明を付した（根拠資料2-34、35）。また学部、研究科、センター（教育系）に対してはチェックシートも配布し、自己点検・評価報告書の記載内容に不備が無いかを確認してもらうよう依頼した（根拠資料2-58、59）。

提出された報告書を確認すると、センター（教育系）の自己点検・評価については、昨年度よりもしっかりと取り組んでいるセンターが増えている。また、いくつかの学部、研究科等でも昨年度に比べて取り組みや報告書の記載内容の改善がみられた。とはいえ、全学的には学部、研究科、センター（教育系）における自己点検・評価の取り組み、P D C Aの実質化、報告書の記載水準には差があり、この改善が依然として課題である。そのため、参考にすべき先進的な取り組みを好事例として参照できるような資料を作成・配布したり、自己点検・評価報告書で求められる記載の具体例をあらかじめ示す等、学部、研究科、センター（教育系）の自己点検・評価活動の向上および内部質保証の実質化に向けた支援が必要である。

（3）アセスメント・ポリシーの見直し

現状分析でも記載したように、アセスメント・ポリシーの内容の改訂と、担当部署や活用方法等を明確化したアセスメントプランの策定を2024年度に行うべく、ワーキンググループを設置して、検討を始めている。

（4）3つのポリシーの点検・改訂プロセスとスケジュールの明示

3つのポリシーの点検と改訂については、そのプロセスとスケジュールが明示されず、学内の認識共有ができていないという問題が2023年度の自己点検・評価で明らかになったので、教育審議会において「3つのポリシー策定の基本方針」の改訂を行い、「3. 3つのポリシーの点検について」という項目を追加し、各学部学科では4年ごとのカリキュラム改訂に合わせて、大学院研究科は各研究科のカリキュラム改訂計画

に合わせて3つのポリシーの改訂を行うこと、ただし、自己点検・評価を通じて改善点が見出された場合は学部学科、研究科主導で修正することもできること、さらには評価審議会が検証し、改善事項を指摘する場合もあることを明記した（根拠資料2-60）。

さらに、昨年度は記載していなかったが、下記の問題点がある。

（5）学生の意見や外部の意見

全学および学位プログラムごとの自己点検・評価活動において、学生の意見や外部の視点を取り入れることについて、一部では実施しているが、十分とは言えない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【補足説明】

前項「2. 分析を踏まえた長所と問題点」に記載された内容に基づき、改善・発展方策と全体のまとめを記載してください。

【改善・発展方策】

①優れた点や問題点を整理し、将来に向けた方策を見定めることを意味しています。

・改善・発展方策は、具体的に（何を、いつまで、どれくらい）記載してください。

＜参考＞

望ましくない記載例

i. 今後取り組んでいく（改善・発展方策ではなく予定の記載）

ii. 必ず達成するよう努力する（改善・発展方策ではなく意向もしくは決意表明）

iii. ○○が期待される（自力、自責ではなく、他力、他責の印象）

iv. ○○が今後の課題・問題である（前項の「2. 分析を踏まえた長所と問題点」に記載）

【全体のまとめ】

①当基準におけるとりまとめ（分析した結果）について、第三者がわかるようにご説明下さい。

※内容が重複しても問題ありません。

※1. 現状説明、2. 分析を踏まえた長所と問題点に記載した内容を必ず含めてご説明下さい。

【質保証全学目標】

・2025年度からの質保証全学目標が、大学としての改善・発展方策のひとつとなります。基準に該当する質保証全学目標がある場合は、取り組み状況・結果を記載してください。

1. 改善・発展方策

前項の問題点として記載した（1）については、事務系組織の編制や人員配置の問題など、多くの要因が関係しており、一気に解決することは難しい。国際連携および地域連携については「2025年度質保証全学目標」において、大学の中長期的な目標の明確化と組織体制の改善を検討する必要があることは明記したが、具体的な検討の場や施策の方向性については明確ではない。「質保証全学目標」を手掛かりに、学長室での議論を継続していく。

（2）については、自己点検・評価の取り組みと、その結果について適切に報告書に記載することについて各学部、研究科、センター（教育系）の達成度に差があるため、他学部等にも参考になるような取り組みの好事例を掲載した資料の作成・共有、報告書の記載例の提供などの改善策を来年度の自己点検・評価に向けて検討する。また、継続的に改善が見られない学部等に対しては個別にFDを実施することも検討する。なお、下記（3）でも述べているように、学修成果の把握については、26年度中に大学および学部、研究科ごとにDPの達成度を測るためのアセスメントプランを策定する。学修成果を可視化することができれば、課題の把握、目標設定、教育内容や方法の改善へとActionを取りやすくなるはずである。

（3）については2025年度に設置したワーキングでアセスメント・ポリシーの改訂案、アセスメントプランの案を策定し、大学評価審議会と学長室会議での承認を経て全学に周知する。さらに、2026年度初めには学部、研究科でも学位DPの達成度（学修成果）を可視化するためのアセスメントプランの策定を行うよう、ガイドライン等の作成も進める。

（4）については対応を終えたが、定期的に見直しを行い、修正の必要があれば教育審議会で審議・決定する。

（5）自己点検・評価における学生の意見や外部の視点の取り入れについては、全学的な方針の策定、取り組みの推進施策を評価審議会で検討していく。

2. 質保証全学目標の取り組み状況・結果

2025年度の質保証全学目標のうち、内部質保証に関する項目としては、下記の項目がある。2025年度9月時点で取り組みを開始できているものと、そうでないものがある。

「No.1 全学および学位プログラム単位で、「学修成果・教育成果の把握・可視化」とそれを活用した教育の質保証、すなわち内部質保証の実質化を進める」については、アセスメント・ポリシー、アセスメントプランを検討するワーキングを立ち上げた。

「No.15 教育（課程、内容、方法）の課題分析と改革・改善策の立案、学部学科・教職員等への支援・指導など、全学としての教育開発・支援を行う仕組みをつくり、運用する」について、学修成果の可視化については上記No.1で、全学として教育開発・支援を行う体制・仕組みについては教育審議会で検討する。

3. 全体のまとめ

本学では、2024年に内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として学長室会議を設置し、全学的な内部質保証システムの機能強化を行った。また内部質保証にかかる全学的組織の役割を明確化し、教育のP D C Aサイクルの責任主体とプロセスを明示するために、「内部質保証に関する方針」と、「内部質保証推進体制図」も改定し、教職員および学外に対して明示した。

2024年度には認証評価を受審し、適合と認定されたが、内部質保証の実質化という点も含めて改善課題の指摘をいただいた。この課題を真摯に受け止め、2025年度は前年度に整備した内部質保証体制に則り、CheckからActionの実質化を進めている。

2024年度後半から2025年度前半にかけての改善点としては、次の通りである。

まず、学長室会議（内部質保証の推進に関する会議）において、自己点検・評価を踏まえた中期目標としての「質保証全学目標」の策定を開始した。

次に、3つのポリシーについても、2024年度後半に全学的な一斉点検を行った。その結果は教育審議会に報告し、教育審議会から全学部学科、研究科に対して点検結果のフィードバックと見直しの指示を行った。

以上のように本学では内部質保証に関する課題を適切に把握し、その改善に向けて施策を検討、実施している。また、教育その他の大学の活動に関する情報の公表についても、オフィシャルホームページで適切に行っている。

ただ、認証評価でも指摘された通り、学修成果の把握とそれを踏まえた教育内容、方法の改善については学部・研究科間のばらつきが大きく、それに対する全学的な助言や支援は十分とは言えない。教学I Rや教育開発などの専門性を備えた人材の育成も必要である。課題は多いが、2024年度の認証評価の受審を経て、内部質保証に関する全学的な理解が向上したという実感もあるので、改善に向けた施策に引き続き取り組んでいきたい。